

川西市・猪名川町共催
令和6年度集団指導資料

令和6年度運営指導（地域密着型）について

川西市福祉部介護保険課
猪名川町生活部保険課

【認知症対応型共同生活介護】

区分	項目	指摘事項	根拠
運営	虐待の防止	虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催した記録及びその内容を事業所内で周知している事実を確認できなかった。当該委員会を開催した際には会議録を作成し、その結果について介護従業者に周知徹底を図ること。	運営基準第3条の38の2 介護報酬の解釈（指定基準編） P.640～642
運営	協力医療機関等	・1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市に届けなければならないため、今年度について当該医療機関との間で協定内容について確認し市へ届出を行うこと。 ・協力医療機関を定めるにあたっては、病状急変時の相談体制や診療依頼時の診察体制を常時確保している医療機関を定めるように努めなければならない。協力医療機関に対し当該内容を確認すること。	運営基準第105条 介護報酬の解釈（指定基準編） P.633～634、645
運営	社会生活上の便宜の提供等	認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。当該内容をアセスメントシートに追加する等して当該サービス開始時及び当該計画の変更時にはこれらの情報収集に努めること。	運営基準第100条 介護報酬の解釈（指定基準編） P.626～627
報酬	口腔衛生管理体制加算	利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていないことを確認した。当該加算の算定に際し、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている必要があるため、算定した対象者を自主点検のうえ必要に応じて過誤申し立ての手続きを行うこと。	老計発0331005・老振発0331005・ 老老発0331018 第2の6(19)
報酬	入院時費用	入院時の費用を算定する指定認知症対応型共同生活介護事業所は、あらかじめ、利用者に対して、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保していることについて説明を行うこと。	老計発0331005・老振発0331005・ 老老発0331018 第2の6(8)

【小規模多機能型居宅介護】

区分	項目	指摘事項	根拠
運営	内容及び手続の説明及び同意	契約書における記録の保管期限について、サービス提供の完結の日から5年間とすること。	運営基準第3条の7 介護報酬の解釈（指定基準編）P.578 川西市指定地域密着型サービス等の基準等に関する条例第7条
運営	心身の状況等の把握	サービス担当者会議の内容や支援経過記録が作成されていない事例を確認した。指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていることがわかるよう記録を残すこと。	運営基準第68条 介護報酬の解釈（指定基準編）P.580
運営	小規模多機能型居宅介護計画の作成	小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めること。なお、多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等を指す。	運営基準第77条 介護報酬の解釈（指定基準編）P.586
報酬	サービス提供が過少である場合の減算	小規模多機能型居宅介護サービスの登録者 1 人あたり平均回数を計算していないことを確認した。平均回数が週 4 回に満たない場合、小規模多機能型居宅介護費は 1 0 0 分の 7 0 に相当する単位数を算定する必要があるため、暦月ごとに計算し、当該要件に該当するか毎月確認すること。	老計発0331005・老振発0331005・ 老老発0331018 第2の5(1) 介護報酬の解釈（単位数表編）P.662～667
報酬	認知症加算	利用者の日常生活自立度を当該事業所の担当介護支援専門員が判定している事例を確認した。日常生活自立度は、担当介護支援専門員ではなく、原則、医師により判定されるべきものである。また、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、またはⅤ以外の者については算定要件を満たしていないため、令和 6 年 4 月まで遡り、自己点検のうえ、過誤申立を行うこと。なお、日常生活自立度の判定日、判定医師名、内容を記録すること。	老計発0331005・老振発0331005・ 老老発0331018 第2の5(10) 介護報酬の解釈（単位数表編）P.548、 P.668～669、P.1445 介護保険最新情報Vol.1225 （令和6年3月15日発出）

【地域密着型通所介護】

区分	項目	指摘事項	根拠
設備	相談室	相談室は、食堂、機能訓練室、静養室、事務室との間に遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮すること。	運営基準第22条 介護報酬の解釈（指定基準編） P.501
運営	業務継続計画の策定等	指定地域密着型通所介護事業者は、作成した業務継続計画を地域密着型通所介護従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。	運営基準第3条の30の2 介護報酬の解釈（指定基準編） P.512～513
運営	虐待の防止	研修の実施を口頭で確認したが、実施した記録がないことを確認した。定期的な研修（年1回以上）を実施するだけでなく、実施内容についても記録すること。	解釈通知第3の一の4の（31）③ 介護報酬の解釈（指定基準編） P.520
運営	記録の整備等	利用者に対するサービスの提供に関する記録については、その完結の日から5年間保存すること。	運営基準第36条 介護報酬の解釈（指定基準編） P522～523 川西市指定地域密着型サービス等の基準等に関する条例
報酬	個別機能訓練加算	訓練項目があらかじめ準備されず計画作成の際に個別に理学療法士が検討していることを確認した。個別機能訓練計画の作成及び実施において、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択にあたっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行うこと。	老計発0331005・老振発0331005・ 老老発0331018 第2の3の2（13） 介護報酬の解釈（単位数表編）P611
報酬	個別機能訓練加算	個別機能訓練実施時間が大幅に短縮されている事例を確認した。個別機能訓練の実施について、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行わなければならない。当該計画に位置づけた個別機能訓練が未実施であれば、当該加算は算定できないため、当該加算の算定状況について自己点検を行い、同様の事例があれば過誤申立てを行うこと。また、必要に応じて当該計画の見直しを行うこと	老計発0331005・老振発0331005・ 老老発032の3の2(13)